

	①新型コロナウイルス感染症対策を想定した避難所運営の取組状況		②避難の理解力向上キャンペーンに属したトピックとなる取組みについて		備考
	実施予定の有無	取組の内容	実施（予定）の有無	取組の内容	
宮崎市	有り	世帯毎の間隔の設定、発熱のある避難者への個室の確保、定期的な換気、受付での健康状態のチェックなど	無し		
都城市	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者同士の距離を保つため、屋内型テント(2m×2m)を活用して避難スペースを区分けする。 ・避難者が多い地区については、二次避難所を一次避難所と同時に開設し避難者の密集を防ぐ。 ・各避難所に体温計、アルコール消毒液及びマスクを準備する。 	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回本市の広報紙に防災情報を掲載し適切な避難行動等をお知らせしている。 ・依頼のあった自治公民館（自主防災組織）を対象に防災講話を実施し地域の防災力向上に努めている。 ・年1回総合防災訓練を実施しており、地元住民も参加し防災意識の高揚を図っている。 	
国富町	有り	今年度パーティション（段ボール間仕切り）購入予定 避難所用のマスクと消毒用液を補正予算で確保	有り	「コロナ感染拡大に考慮した避難」のお知らせを周知	
綾町	有り	避難所用のマスクと消毒用液、体温計を補正予算で確保	無し		
高鍋町	有り	健康状態の確認、使い捨てマスク、体温計、消毒液等の準備 間隔を1～2mとれるようにマットを敷く、症状のあるものを隔離	有り	広報誌による取組	
木城町	有り	5/14に県で予定されている「新型コロナウイルス感染症発生時における避難所運営に係る意見交換会」開催後に、必要があれば検討を行う。	有り	月報等を活用した周知に加えて、地域コミュニティ無線での呼びかけも併用して実施する	
小林市	有り	22160-1039号、令和2年4月14日付け県危機管理課長名の対応についてを受け、本市独自の対応を講じた。【別添資料：小林市】	無し		
高原町	有り	<p>現在コロナウイルス発生下においての、避難所開設・運営マニュアルを作成中。</p> <p>（一部抜粋）</p> <p>避難所内での避難者の距離については、1人当たりの面積をスフィア基準以上に設け、世帯ごとに管理していく。</p> <p>分散避難させるためには、運営職員の接触や体調不良者が発生した場合の避難者管理が困難になるため、1施設を優先的に開放し、保健師の配置等を含めて避難者の体調管理が可能となるよう体調不良者と健康体の避難者の居住スペースを物理的に行き来できないよう配置。</p> <p>また、避難所入所前の検温や問診を徹底し、対応していく予定としている。</p> <p>避難所に避難者が自ら携行する資機材については、広報等を利用し周知していく。</p>	無し		
三股町	有り	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所での新型コロナウイルス感染症対策について広報での周知 ・避難者の持参物にマスクや体温計の追加 ・避難所入所の際に健康チェックの実施 ・避難所での消毒・換気などの衛生管理 ・ソーシャルディスタンスの確保 ・発熱者（感染の疑いのある方）を隔離する避難所の確保 	有り	回覧・ホームページ等で避難のポイントについて周知	
曾於市	有り	◎避難者の健康状態の確認 ◎手洗い・咳エチケット等の基本的な対策の徹底 ◎避難所の衛生環境の確保 ◎十分な換気の実施・スペースの確保等 ◎発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保	無し		

新型コロナウイルス発生時における避難所運営について

令和2年5月28日、29日

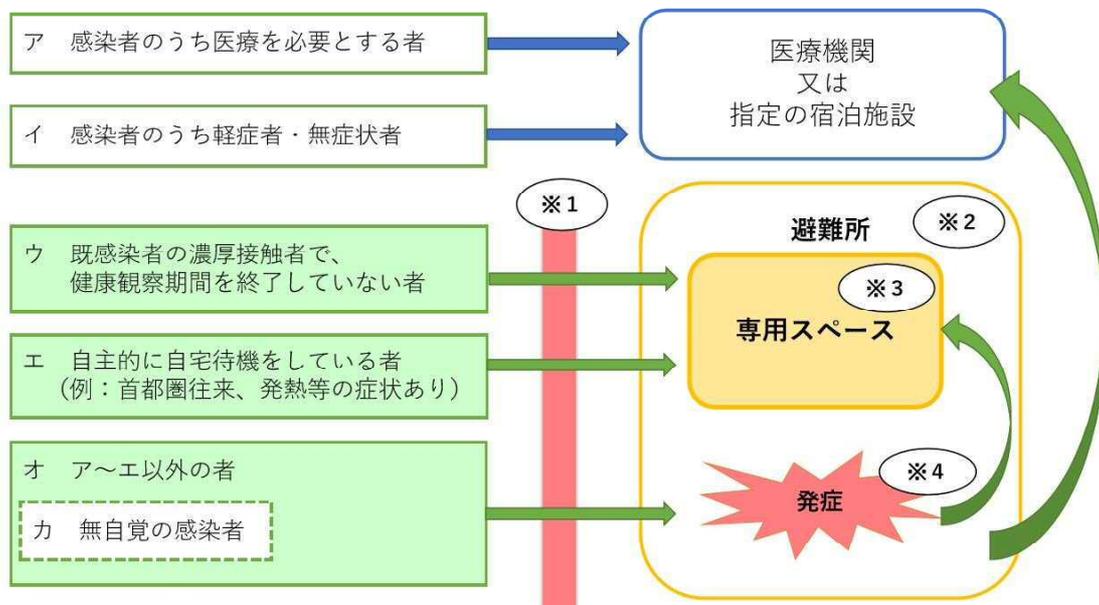
宮崎県危機管理課

コロナ発生時に避難所が開設された場合、不特定多数の住民が集まる避難所は「3密」となり、感染拡大が懸念される。

〔対応策〕

- ① 避難所入所前の人振り分け（濃厚接触者、発熱等の症状ある者を一般の避難者と隔離する等）
- ② 避難所の広さ及び箇所の確保（避難者一人当たりの十分なスペースを確保するとともに、新たな避難所を設置する。）
- ③ 避難所内の徹底した消毒
- ④ 避難者へのマスク、体温計、消毒液等の持参呼びかけ（備蓄不足への対応）
- ⑤ 避難所以外の避難の啓発（自宅内の垂直避難、友人宅等への避難、車中避難）

新型コロナウイルス発生時における避難所のイメージ図



※1 人の振り分け

※2 3密防止に配慮した運営

※3 専用スペースの確保

※4 発熱等を発症した者への対応

避難所における新型コロナウイルス感染症への取組状況

<3密(密閉・密集・密接)を防ぐために>

◎避難所を追加して開設

避難者が多い地区(昨年度の避難所開設時の状況から算出)については、一次避難所と同時に二次避難所を開設する。

※可能な場合は、親戚宅や友人宅への避難をお願いする。

(対象地区の公民館長への説明及び回覧板への掲載を実施。)

◎屋内型テントの活用

本市で備蓄している屋内型テント1~2人用を活用し、避難スペースを明確にすることと避難者の密接を防ぐ。また、プライバシーを確保できるため、避難者は安心して避難できる。

<避難者の健康管理・維持のために>

◎体温計、アルコール消毒液及びマスクを各避難所に準備

避難者の健康管理・維持のために各避難所に体温計、アルコール消毒液及びマスクを準備して使用をお願いする。

★屋内型テント

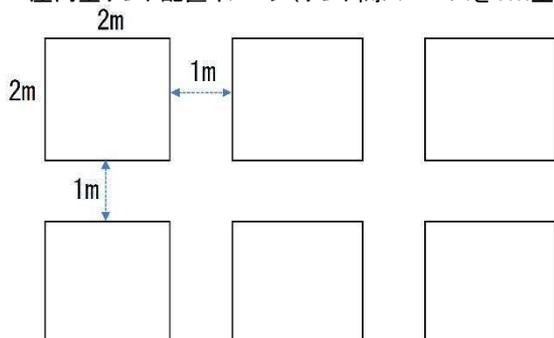
※令和元年度都城市総合防災訓練 避難所体験の様子

★避難所における新型コロナウイルス感染症対策チラシ

※実際に回覧板に掲載したもの



屋内型テント配置イメージ(テント間スペースを1m空ける)



-回覧板-

姫城地区住民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として 避難所についてのお知らせ

- 1、姫城地区については、現在1次避難所としてコミュニティセンターと総合社会福祉センターの2箇所がありますが、3密を防ぐために空間を確保するとスペースが足りません。そのため2次避難所として指定されている

明道小学校体育館

を他の1次避難所と同時に開設します。

- 2、感染が心配な方は、可能な限り、避難所ではなく親戚宅や友人宅等への避難をお願いします。
- 3、避難所では、屋内型テント(1~2人用、2m×2m)を活用し、避難者同士の接触を防ぎプライバシーを確保します。

※ただし、明道小学校の避難所開設については一時的な措置となりますのでご注意ください。



【お問い合わせ先】
都城市 危機管理課
危機管理・防災担当
電話 0986-23-2129